

## コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

項番	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	監督指針 V-1-3-2の(1)	<p>監督指針(案)の「V-1-3-2 着眼点」の(1)の後段にある「また、必要に応じ、現地において借り手企業の状況等を確認できる態勢を整備～」の『現地において』とは、借り手企業の親会社から現地における当該企業の状況等を確認することなのか、それとも当該金融機関が現地で確認する必要があるのかどうか、教えていただきたい。</p>	<p>V-1-3-2(1)において、「借り手企業の経営状況、資金使途及び回収可能性等について十分に把握するため、当該企業の親会社たる会員又は組合員(以下「会員等」という。)から情報を適時適切に入手すること等により(中略)モニタリングを実施しているか。」とあるとおり、親会社たる会員等から借り手企業の状況等を十分に確認することは、リスク管理上、当然に必要と考えます。</p> <p>一方、それだけでは借り手企業の状況等を確認するうえで十分とは言えない場合もあると考えられることから、当該企業の親会社たる会員等から確認することができる態勢の整備だけではなく、金融機関の責任において「必要に応じ、現地において借り手企業の状況等を確認することができる態勢」が整備されていることが必要であると考えます。</p>
2		<p>監督指針(案)の「V-1-3-2 着眼点」の(1)に、「また、必要に応じ、現地において借り手企業の状況等を確認することができる態勢を整備しているか。」と示されているが、例えば、当該金融機関においても中央機関においても、借り手企業の状況等の確認対応が困難なケースの場合、当該企業の親会社から確認できる態勢が整備されていれば良いか。</p>	